

OMIYA MAIL NEWS



FAST
TRANSPORT
SERVICE WORKERS
UNION

JR東日本輸送サービス労働組合
JTSU-E OMIYA 大宮地方本部

2024.7.23
No. 038



HOMEPAGE



TWITTER

申14号 さいたま運転区における相互運用(運転士による車掌業務)の中止を求める

緊急申し入れ(要旨)

1. 宇都宮統括センター(前宇都宮運輸区)にて行われた相互運用トライアルの成果や課題(乗務員・職場・線区の輸送品質や安全)について明らかにすること。

会社回答: 宇都宮運輸区の2023年度の業務研究において行なった「運転士による車掌業務」については、運転士・車掌の相互理解が深まるなど、成果等あった。

組合) トライアルは何故必要だったのか?

会社) 宇都宮運輸区では業務研究で進めた。検証出来たから他で運用を開始するのではない。トライアルで出た成果と課題を踏まえて実施する。

組合) 業務研究で出た成果と課題とは

会社) 成果: 運転と車掌のお互いの仕事が理解できた。異常時にも強くなった。異常時放送もスキルが上がりサービス向上になった。車掌とのコミュニケーションも以前より円滑になった。

課題: 分割・併合等、特殊作業があるので、技量維持の観点から車掌業務は月に2徹が適している。

組合) さいたま車掌区では、必要な社員説明がされていない。車掌には関係のない施策なのか

会社) 主張は受けとめる。必要な情報は周知する。意見は現場に伝える。

2. 各乗務員職場の相互運用について乗務線区や勤務体系など明らかにすること。

会社回答: 相互運用における担当線区等については、関係社員に周知していく考えである。なお、勤務の取り扱いについては、就業規則に則り取り扱っていく。

大宮統括センター	乗務線区: 埼京・川越線 教育期間: 1カ月半 実施: 9月以降準備出来次第 ユニットリーダーが対象者を指名 貸与品: 電波時計・業務連絡書 線見後は運転士交番に戻り、月2回程度車掌業務を行う
さいたま車掌区 さいたま運転区	乗務線区: 京浜東北・根岸線 教育期間: 1カ月 実施: 8月以降準備出来次第 区長が対象者を指名 貸与品: 電波時計・制帽・ロッカー・車掌カバン 線見後は運転士交番に戻り、月2回程度車掌業務を行う
小山運輸区	現在、詳細検討中

組合) さいたま車掌区と運転区別々の職場であり、出退勤が輸送総合システムで一括管理できない現状がある。どのように改善して運用していくのか?

会社) 具体的なやり方については現場と検討中。経把アプリの勤務発表では、車掌行路の表示が出来ないため「乗務」という勤務認証になるとおもう。本人には事前に出勤時間と行路が分かるように準備していく。紙媒体の勤務を本人に渡すこともある。

組合) 喫緊では、3日後には勤務発表だが、準備不足ではないのか



申14号 さいたま運転区における相互運用(運転士による車掌業務)の中止を求める 緊急申し入れ(要旨)vol2

3. さいたま運転区において相互運用が可能とする根拠および浦和統括センター発足以降の運用としない理由を明らかにすること。また、これまでの運用の在り方との整合性から、さいたま運転区における相互運用の実施を中止すること。

会社回答：相互運用については就業規則に則り取り扱うこととなる。なお、さいたま運転区については準備でき次第実施していく考えである。

組合) 統括センターを待たずに早く行わなければならない理由は？

会社) 統括センターでなくてはならないと理由はない。兼務で活躍フィールドの拡大を行ってきた。

組合) 兼務発令は業務の必要性から押し付けられたものだと感じている。なんでも兼務にすれば良いというものではない。モチベーションの向上がなければ働きがいの創出や成長に繋がらない。

会社) 必要性を理解してもらうことが重要だと認識した。いっぽうで、他職場で相互運用しているのにうちの職場ではなぜやらないのか？乗り遅れてしまっているという社員の声もあるので準備を進めた

組合) 車掌は今後、支社間異動も控えていて仕事をする感情が複雑の中、気持ちよく運転士を迎え入れる状況ではない。さいたま車掌区ではこの間、勤務のあり方について議論もおこなってきた。相互運用が始まると、更に行路変更が発生して、交番順序が基本としての概念が崩れることも懸念されるが対応はされているのか？

会社) そういった事も承知の上で、判断し計画とおりに進めていく。意見は職場に伝える。

組合) さいたま車掌区と運転区間での相互運用でまだ明確でない事が多すぎる。一度立ち止まって中止にして、統括センター発足以降に向けての準備に時間を要するべき。

例えば、休日出勤の要請の連絡はどちらの職場から来るのか？

業務用タブレットを持ち帰らない社員への対応は？

乗務手当、超勤申請の入力や申請方は？

両職場間の徒歩時分、移動時間の処理は？労働時間ではないのか？

会社) 今まさに検討している段階。決まり次第周知していく。

組合) 準備不足です。それらの課題が解消されたことを私たちどこからどう知りえるのか？

会社) 対象者個人に伝えることは勿論。必要情報は周知する。

組合) 無理やり8月に運用を進めるのは、やはり車掌の要員確保が目的ではないのか？

会社) 一切ない。

組合) 選考基準について、なぜ区長指名にしたのか？

会社) その社員への期待と成長して欲しいという考えで選考する。希望は適宜承る。

あやふやなまま運用をすすめるべきではない！！

社員が納得いく様に準備と説明を尽くすべきだ！！